

議案第14号

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日

提出者 杉並区教育委員会  
教育長 白石 高士

(提案理由)

区立済美教育センターの組織機構改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

## 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立済美教育センター処務規則（平成17年杉並区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中教育相談担当係長の項を削り、学校図書館支援担当係長の項の次に次のように加える。

教育相談係

学びの多様化学校設置準備担当係長

第3条の表中教育相談担当係長の項を削り、学校図書館支援担当係長の項の次に次のように加える。

教育相談係

- (1) 教育相談事業に関する事。
- (2) 不登校対策に関する事。
- (3) 区立学校における課題解決支援に関する事（他の係に属するものを除く。）。

学びの多様化学校設置準備担当係長

- (1) 学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関する事。

第5条第2項中「教育相談担当係長」を「教育相談係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(係等の設置)</p> <p>第2条 センターに次の係及び担当係長を置く。 管理係</p> <p>学校図書館支援担当係長</p> <p><b>教育相談係</b></p> <p><b>学びの多様化学校設置準備担当係長</b></p> <p>教育指導係</p> <p>ICT活用教育担当係長 (分掌事務)</p> <p>第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 管理係 略</p> <p>学校図書館支援担当係長 略</p> <p><b>教育相談係</b></p> <p><u>(1) 教育相談事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不登校対策に関すること。</u></p> <p><u>(3) 区立学校における課題解決支援に関すること(他の係に属するものを除く。)</u></p> <p><b>学びの多様化学校設置準備担当係長</b></p> <p><u>(1) 学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関すること。</u></p> <p>教育指導係 略</p> <p>ICT活用教育担当係長 略 (職責)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 担当課長は、教育政策担当部長の命を受け、センターの事務のうち<b>教育相</b></p>	<p>(係等の設置)</p> <p>第2条 センターに次の係及び担当係長を置く。 管理係</p> <p><b>教育相談担当係長</b></p> <p>学校図書館支援担当係長</p> <p>教育指導係</p> <p>ICT活用教育担当係長 (分掌事務)</p> <p>第3条 センターの係及び担当係長の分掌事務は、次のとおりとする。 管理係 略</p> <p><b>教育相談担当係長</b></p> <p><u>(1) 教育相談事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 不登校対策に関すること。</u></p> <p><u>(3) 区立学校における課題解決支援に関すること(他の係に属するものを除く。)</u></p> <p>学校図書館支援担当係長 略</p> <p>教育指導係 略</p> <p>ICT活用教育担当係長 略 (職責)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 担当課長は、教育政策担当部長の命を受け、センターの事務のうち<b>教育相</b></p>

新	旧
<p><b>談係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長</b>の担当事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>3～7 略</p>	<p><b>談担当係長</b>の担当事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督する。</p> <p>3～7 略</p>